



こくさいけっこん
国際結婚するとき

にほんじん がいこくじん けっこん
日本人と 外国人の 結婚

にほんじん にほん けっこん
日本人は 日本の 結婚のルールを まもって ください。
がいこくじん じぶん くに
外国人は 自分の 国の ルールを まもって ください。

ひつようなもの

- 1 婚姻届(市役所や 区役所で もらう。ほかの
おとな 2人の サインと いんかん(はんこ)が
いる)
- 2 日本人は 戸籍謄本
- 3 外国人は 婚姻要因具備証明書 または
その 代わりのもの
- 4 パスポートなど(国籍が 書いてあるもの)

1 から 4 を 市役所や 区役所に 出す。
けっこん ふたり じゅうしょ
結婚する2人の 住所が あるところ、または にほんじん ほんせきち
日本人の 本籍地
ほんせきち
<本籍が あるところ>の 市役所や 区役所へ 出す。

市役所や 区役所に わたしたら 日本での 結婚が きまる。

市役所や 区役所から 婚姻届 受理証明書を もらう。

がいこくじん じぶん くに
外国人は 自分の 国の たいしかんや りょうじかんに 結婚を
しらせる。

くに
国によって ひつようなものが ちがう。くわしいことは じぶん くに
自分の 国の
たいしかんや りょうじかんに きいて ください。

たいしかんや りょうじかんに 婚姻届 受理証明書を 出したら
じぶん くに けっこん
自分の 国での 結婚が きまる。

ざいりゅうしかく にほんじん はいぐうしゃ つま おっと ざいりゅうしかく ひと
在留資格を 日本人の 配偶者<妻・夫>の 在留資格にする人
は 入国管理局に きいて ください。

がいこくじん がいこくじん けっこん
外国人と 外国人の 結婚

けっこん くに
結婚に ひつようなものは 国によって ちがい
ます。くわしいことは たいしかんや りょうじか
んに きいて ください。
にほん けっこん し やくしょ く やくしょ
日本で 結婚するときは 市役所や 区役所に
きいて ください。



こくさいりこん
国際離婚 するとき

にほんじん がいこくじん
日本人と 外国人の とき

がいこくじん がいこくじん
外国人と 外国人の とき

りこん
離婚したくない
とき

はな 話しあいで 離婚する
きょうぎ離婚

ふたり はな
2人で 話しあいが できないとき かに
いさいばんしよで 話しあいをする。

ちやうてい離婚

はな 話しあいで きまらないとき かに
さいばんしよが きめる。

しんばん離婚

それでも きまらないときは かに
いさいばんしよで さいばんする。

さいばん離婚

くに 国によって 離婚の
ルールが ちがう。
くわしいことは じぶん
の 国の たいしか
んや りょうじかに
きいて ください。

りこんとどけふじゆり
離婚届不受理
もうしで
申出を
しやくしよ
市役所や
くやくしよ だ
区役所に 出
す。

ふじゆりもうしで
不受理申出は
しやくしよ
市役所や
くやくしよ
区役所に あ
る。

ふじゆりもうしで
不受理申出を
ほんせきち いま
本籍地か 今
の じゅうしよ
の 市役所や
くやくしよ だ
区役所に 出
すと 離婚に
ならない。

- ひつよ
うなも
の
- 1 離婚届(市役所や 区役所で もらう。ほかの おとな 2人の サインと いんかん(はんこ)がいる)
 - 2 戸籍謄本 1つ
 - 3 パスポート(国籍が かにあるもの)
 - 4 在留カードや 特別永住証明書など
 - 5 きょうぎ離婚ではないとき ちやうてい調書 しんばん書 はんけつ書などの 謄本と かにてい証明書

- ・ きょうぎ離婚のとき 夫、妻が 住んでいるところか 本籍地の 市役所や 区役所に 出す。
- ・ きょうぎ離婚ではないとき 申出人<さいばんしたいと 言った人>が すんでいるところか 本籍地の 市役所や 区役所に 出す

しやくしよ 区役所に わたしたら にほん 日本で 離婚が きまる。

しやくしよ 区役所から 離婚届受理証明書を もらう。

がいこくじん じぶん くに
外国人は 自分の 国の たいしかんや りょうじかに 離婚を しらせる。
りこんとどけじゆり しょうめいしよ だ
離婚届受理証明書を たいしかんや りょうじかに 出す。さいばん離婚
の はんけつ書などがあるときもある。

たいしかんや りょうじかに 出したら じぶん くに 自分で 離婚が きまる。



1 けっこん 結婚

がいこくじん にほん けっこん しやくしよ くやくしよ こんいんとどけ ふたり けっこん
外国人が日本で結婚するときは市役所や区役所に婚姻届<2人が結婚することをしらせるもの
だ
>を出してください。ほかにいろいろなものをださなければなりません(3をみてください)。それから
じぶん くに けっこん くに
自分の国のたいしかんやりょうじかんにもしらせてください。結婚にひつようなものは国によってちが
います。くわしいことはしやくしよ くやくしよ けっこん
います。くわしいことは市役所や区役所、たいしかんやりょうじかんにきいてください。結婚をはたらい
がっこう
ているところや学校にもしらせてください。

にほん けっこん 1-1 日本で結婚するときのルール

にほん けっこん
日本で結婚するときのルールです。

- おとこ ひと おんな ひと けっこん みんぼう じょう
・男の人は18さい、女の人は16さいになってから結婚することができる(民法731条)
- ひと みんぼう じょう
・19さいまでの人はりょうしんのさんせいがいる(民法737条)
- ひと けっこん けっこん みんぼう じょう
・ほかの人と結婚しているときは結婚できない(民法732条)
- おんな ひと りこん にちご けっこん みんぼう じょう
・女の人は離婚してから100日後から結婚することができる(民法733条)
- きんしんしゃ こ
・近親者<おじいさん、おばあさん、おじさん、おばさん、おとうさん、おかあさん、きょうだい、きょうだいの子ども>と
けっこん みんぼう じょう
結婚することはできない(民法734条)



1 けっこん 結婚

こんいんとどけ けっこん

1-2 婚姻届 <結婚することをしらせるもの>

けっこん こんいんとどけ けっこん しやくしよ くやくしよ だ
結婚するとき 婚姻届 <結婚することをしらせるもの>を 市役所や 区役所に 出して ください。そのとき、
がいこくじん こんいんようけんぐ びしょうめいしよ ひと けっこん
外国人は 婚姻要件具備証明書 <これに「この人は 結婚することができる」と 書いてあります>を
だ こんいんようけんぐ びしょうめいしよ
出さなければいけません。婚姻要件具備証明書は たいしかんや りょうじかんで もらって ください。あなた
の ことばで 書いてあるときは 日本語に なおしたのものも いっしょに 出して ください。日本語に なおした人
の サインと いんかん(はんこ)が ひつようです。婚姻要件具備証明書が ない 国のときは それの かわ
り(はんこ)のものがいります。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

| ひつようなもの | だ 出すところ/きくところ | いつ | だ 出す人 |
|---|--|---------|---------------------|
| 1 こんいんとどけ しやくしよ くやくしよ 婚姻届(市役所や 区役所で もらう) ※ほかの おとな 2人の サインと いんか ん(はんこ)がいる 2 にほんじん こせきとうほん 日本人は 戸籍謄本 1つ 3 がいこくじん こんいんようけんぐ びしょうめいしよ 外国人は 婚姻要件具備証明書か それ か の かわりのもの 4 こせき パスポートなど(戸籍が 書いてあるもの) | けっこん ふたり 結婚する 2人の どちらかが すん でいるところか にほんじん ほんせきち 日本人の 本籍地 ほんせき しやくしよ <本籍が あるところ>の 市役所 くやくしよ や 区役所 | いつでも いい | けっこん ふたり 結婚する 2人 |

こんいんとどけ じゆりしやうめいしよ しやくしよ くやくしよ こんいんとどけ
※婚姻届受理証明書 <「市役所や 区役所が 婚姻届を うけとった」と 書いてあるもの>が ほしいとき
は こんいんとどけ だ しやくしよ くやくしよ
婚姻届を 出したあと 市役所や 区役所で もらって ください。



(1) にほんじん がいこくじん が けっこん するとき

にほんじん がいこくじん が けっこん するときは しやくしょ くやくしょ こんいんとどけ だ じぶん の くに 国 の たいしかんや りょうじかんに しらせませう。そのときに こんいんとどけじゆりしやうめいしよ しやくしょ くやくしょ 婚姻届 受けとった」と かいてあるものゝが いるかもしれませう。婚姻届 受け証明書 は しやくしょ 区役所で もらうことが できます。

けっこん するときに ひつようなものは くに によって ちがいます。くわしいことは たいしかんや りょうじかんに きいて ください。

ざいりゆうしかく にほんじん はいぐうしや か ひと にゆうこくかんりきよく
在留資格を 日本人の 配偶者に 変える人は 入国管理局に きいて ください。

こんいんとどけ

● 婚姻届の かきかた

しめい

・氏名<なまえ>: かぞくと おなじ なまえ(氏)を カタカナで さきに かきます。

せいねんがつび

・生年月日<たんじょうび>: うまれた 年、月、日の じゅんばんで かきます。

じゅうしょ じゅうみんとろうく

・住所: 住民登録を しているところを かきます。

ほんせきち

がいこくじん

こくせき

・本籍地: 外国人は 国籍を かきます。

しよめい

・署名<サイン>: サインして ください。

なついでん

・捺印<いんかん(はんこ)>: いんかん(はんこ)は ないときは サインだけで いいです。



みほん
見本

婚 姻 届

平成 年 月 日届出
長 崎

| | | |
|--|--|--|
| | 夫になる人 氏 名 生 年 月 日 住 所 (仕事登録をして いるところ) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 父母の氏名 父母との続き数 (他の妻又は夫は その妻の欄に 書いてください) | 妻になる人 氏 名 生 年 月 日 住 所 (仕事登録をして いるところ) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 父母の氏名 父母との続き数 (他の妻又は夫は その妻の欄に 書いてください) |
|--|--|--|

(1) 特別前の主婚の
夫・新しい本籍
 夫の氏 新本籍 (夫の旧の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)
 妻の氏 新本籍

(2) 別居を始めたとき
 別居 年 月 日
 中絶

(3) 婚姻・再婚の別
 初婚・再婚 (別居 年 月 日) 再 初婚・再婚 (別居 年 月 日)

(4) 別居を始める
 側の夫または
 妻の職業
 夫の職業
 妻の職業

届 出 人 夫 妻
 署名押印 印 印

住所を定めた年月日
 年 月 日
 年 月 日

電話番号
 電話番号が取れるところ
 市電・郵便局・携帯

字は略さず丁寧に書いてください。



Sample

記入の注意

鉛筆や消えやすいペンで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。【この場合、朝直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。】
届書は、一通できしつかえありません。
この届書を本籍地でない住所に出すときは、戸籍抄本（個人事項証明書）、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要ですから、あらかじめ用意してください。

| | | 証 人 | | |
|---------|---|---------|---------|--|
| 番 名 | 印 | | | |
| 生 年 月 日 | | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 住 所 | | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 | |
| 本 籍 | | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 | |

- 「婚姻者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 父や母が亡くなっているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- □には、あてはまるものに○のようにするしをつけてください。
外国人と結婚する人が、まだ戸籍の婚姻者となっていない場合には、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。
- 再婚のときは、再婚の届出について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく法定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出入の印をご持参ください。



(2) けっこん ふたり がいこくじん
結婚する 2人が 外国人のとき

けっこん くに ふたり くに
結婚するときに ひつようなものは 国によって ちがいます。くわしいことは 2人の 国の たいしかんや り
ようじかんに きいて ください。

にほん しゃくしょ くやくしょ こんいんとどけ だ しゃくしょ くやくしょ なに
日本の 市役所や 区役所に 婚姻届を 出すときは 市役所や 区役所に 何がいるか きいて ください。
しゃくしょ くやくしょ こんいんとどけ だ こんいんとどけじゅりしやうめいしょ しゃくしょ くやくしょ こんいんとどけ
市役所や 区役所に 婚姻届を 出したあと 婚姻届受理証明書<「市役所や 区役所が 婚姻届を う
けとった」と かいてあるもの>を もらって ください。それを 2人の 国の たいしかんや りようじかんに 出し
て ください。

(3) けっこん
結婚したあとの 国籍

がいこくじん にほんじん けっこん にほんじん にほんじん ほうむしょう
外国人が 日本人と 結婚しても 日本人になることは できません。日本人になるためには 法務省に もう
にほんこくせき きか てつづ
しこんで 日本国籍を もらわなければなりません。これを 帰化と いいます。(くわしくは [D いろいろな手続](#)
[き3](#)を みて ください)。



2 りこん 離婚

にほん がいこくじん りこん しやくしょ くやくしょ りこんとどけ りこん
日本に すんでいる 外国人が 離婚するときは 市役所や 区役所に 離婚届<離婚を しらせるもの>を
だ じぶん くに
出して ください。それから 自分の 国の たいしかんや りょうじかんに しらせます。いろいろな 届けを 出さ
なければなりません(3を ^{けっこん}みて ください)。結婚のときと おなじです。

りこんとどけ

2-1 離婚届

りこん しやくしょ くやくしょ りこん だ りこんとどけ
離婚したとき 市役所や 区役所に 離婚したことを しらせなければいけません。そのとき 出すものを 離婚届
と います。

りこん
離婚の しかたは 4つ あります。

りこん おっと つま ふたり はな りこん
○きょうぎ離婚: 夫と 妻が 2人で 話しあって 離婚を きめる。

りこん おっと つま はなし ひとり き はな りこん
○ちょうてい離婚: かていさいばんしょが 夫と 妻の 話を 一人ずつ 聞いてから 話しあって 離婚を
きめる。

りこん はな りこん
○しんばん離婚: 話しあって きめることが できないとき かていさいばんしょが 離婚を きめる。

りこん りこん
○さいばん離婚: かていさいばんしょで さいばんして 離婚を きめる。

(1) にほんじん がいこくじん りこん
(1)日本人と 外国人が 離婚するとき

りこん にほん りこん じぶん くに
離婚のときは 日本の 離婚の ルールのとおりにします。それから 自分の 国の たいしかんや りょうじかん
りこん りこんとどけじゅりしやうめいしょ しやくしょ くやくしょ りこんとどけ
にも 離婚を しらせて ください。そのとき 離婚届 受理証明書<「市役所や 区役所が 離婚届を うけと
りこん りこんとどけじゅりしやうめいしょ しやくしょ くやくしょ
った」と かいてあるもの>が いるかもしれません。離婚届 受理証明書は 市役所や 区役所で もらって
りこん くに
ください。離婚に ひつようなものは 国によって ちがいます。くわしいことは たいしかんや りょうじかんに き
いて ください。

こ しんけんしゃ こ おや しんけんしゃ こ
子どもが いるときは 親権者<子どもの せわをする 親>を きめます。そして 親権者の なまえと 子
だ
もの なまえを かいて 出さなければいけません。



| ひつようなもの | だ 出すところ/きくところ | いつ | だ 出す人 |
|--|---|---|--|
| 1 離婚届(市役所や 区役所で もらう) ※ほかの おとな 2人の サインと いんかん(はんこ)が いる 2 日本人は 戸籍謄本 1つ 3 パスポート 4 在留カードや 特別永住者証明書な ど (A <u>新しい在留制度4-2</u> を みて ください) 5 <ちょうてい離婚、しんぱん離婚、さいば ん離婚のとき> ちょうてい調書、しんぱん書、はんけつ 書の 謄本と 確定証明 | おっと つま 夫か 妻の すんでいるとこ ろか 日本人の 本籍地く 本籍の あるところ>の 市区町村の 市役所や 区役所 | りこん <きょうぎ離婚のとき> いつでも 出すことが できます <ちょうてい離婚、しんぱ ん離婚、さいばん離婚 のとき> ちょうてい、しんぱん、さ いばんの けっかが き まってから 10日の あ いだに 出します | りこん <きょうぎ離婚のとき> おっと つま 夫と 妻 りこん <ちょうてい離婚、し んぱん離婚、さいば ん離婚のとき> もうしたてにん 申立人<さいばん い ひと したいと 言った人> |

※離婚届 受理証明書<「市役所や 区役所が 離婚届を うけとった」と 書いてあるもの>が ほしいとき
 は 離婚届を 出したあとに もらって ください。

● 離婚したくないとき

日本人の 夫か 妻が あなたに なにも 言わないで 離婚届を 出すことが できます。あなたが 離婚した
 なくても 市役所や 区役所が その 離婚届を うけると 離婚してしまいます。

あなたが 離婚したくないときは 日本人の 本籍が あるところか、すんでいるところの 市役所や 区役所へ
 いきます。そして 離婚届の 不受理申出<離婚届を うけとらないように たのむもの>を 出します。

あなたが 離婚届の 不受理申出を 出せば、市役所や 区役所は あなたの 夫か 妻からの 離婚届を
 うけとることが できません。

● 在留資格の 変更<変えること>

外国人は 日本人と 離婚したら 「日本人の 配偶者<夫・妻>」では ありません。入国管理局で
 在留資格を 変えなければいけません。在留期間<日本に すむことが できる 年>を 長くすることは でき





けっこん りこん
C 結婚・離婚

けっこん りこん
▲ C 結婚・離婚 のトップへ

ません。そのまま 日本に すみたいときは ほかの 在留資格を とらなければいけません(B 在留資格 2-8 を みてください)。

- 結婚したときに 夫と 妻の りょうほうの 国へ 結婚を しらせた場合
日本と 自分の 国と どちらにも 離婚したことを 知らせなければいけません。離婚を しらせなかったら 再婚 <もういちど 結婚すること> できません。自分の 国にも かならず 離婚したことを しらせて ください。

みほん
見本

離婚届

平成 年 月 日届出

長 殿

| | | | | | | |
|-------------|-------------|------|-----|-----|-------|-----|
| 受理 平成 年 月 日 | 電話 平成 年 月 日 | | | | | |
| 届 出 | 氏 印 | | | | | |
| 送付 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 届 出 | | | | | | |
| 書類調査 | 戸籍記録 | 記載調査 | 異変票 | 別 票 | 任 務 票 | 渡 別 |

(1) 氏 名 夫 氏 妻 氏

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日

住 所 妻地番 号 妻地番 号

(住民登録をしていないところ) 〒〒 〒〒

妻寄上の氏名 妻寄上の氏名

(2) 本 籍 妻地番 号

(外国人のときは国籍だけを書いてください)

父 母 父 母 父 母 父 母

父の父 母 続き柄 妻の父 母 続き柄

母 男 母 女

(3) 離婚の種別

協議離婚 年 月 日成立 和解 年 月 日成立

調停 年 月 日成立 請求の認諾 年 月 日成立

裁判 年 月 日確定 判決 年 月 日確定

夫 は もとの戸籍にもどる

妻 は 新しい戸籍をつくる

(4) 離婚前の氏にもどる者の本籍

妻地番 号 (ははたか) 筆頭者の氏名

(5) 未成年の子の氏 名 夫が親権を行使する子 妻が親権を行使する子

(6) 同居の期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで (別居したとき)

(7) 別居する前の住 居 妻地番 号

(8) 別居する後の住居のおもな仕事と

1. 農業だけまたは農業にその他の仕事を持っている者

2. 自由業、商工業、サービス業等個人で経営している者

3. 企業・個人商店等(世帯主は除く)の常務取締役等専任で勤め先の従業員数が1人から10人までの者(日本または日本未満の契約の雇用者は除く)

4. 3にあてはまらない常用勤労者等専任及び専任準位の役員(日本または1年未満の契約の雇用者は除く)

5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者(専任の役員)

6. 仕事をしている者がいない者

(9) 夫妻の職業 (別居開始の日または別居の日から算出する日までに届出する日までの仕事をしてください)

夫の職業 妻の職業

その他

届 出 人 夫 妻

署名 押 印 印

事件簿番号

住所を定めた年月日

夫 年 月 日 妻 年 月 日

連絡先 電話 届出連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯

字は略さず丁寧に書いてください。



みほん
見本

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆順者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届出は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない住所に出すときは、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき → 調停調書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

| | | 証 人 (協議離婚のときだけ必要です) | |
|---------|---|---------------------|--------|
| 署 名 | 印 | | 印 |
| 生 年 月 日 | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 住 所 | | 番地 番 号 | 番地 番 号 |
| 本 籍 | | 番地 番 号 | 番地 番 号 |

- 父兄がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけをかいてください。
養父等についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
- 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印をご持参ください。

(2) りこんする ふたり が がいこくじん のとき

りこん くに ふたり くに
離婚の ルールは 国によって ちがいます。くわしいことは 2 人の 国の たいしかんか りょうじかんに きいて ください。





2 離婚

2-2 離婚と子ども

離婚するとき 20 さいまでの 子どもが いたら 親権者<子どもの せわをする 親>を きめます。親権者が きまってないとき 市役所や 区役所は 離婚届を うけとることが できません。

離婚してから 300日までに 子どもが うまれたら その子どもの おとうさんは 前の 夫 になります。ほんとうのおとうさんが ちがうときは、前の 夫 が 子どもの ほんとうの おとうさんではないことを さいばんしよで きめなければいけません。これを 親子関係不存在確認と いいます。

離婚したあと 親権<子どもの せわをする 親>を きめないで 子どもと いっしょに 外国に 行くことは できません。もう一人の 親が 子どもを かえすように いうと、子どもは すぐに 前に いた 国に かえされます。(子どもの 奪取に ついての ハーグ条約 1980)子どもを だまって つれていくと 罪(誘拐罪)になる場合も あります。



3 けっこん りこん とど 結婚・離婚するときの いろいろな 届け

けっこん りこん とど だ
結婚や 離婚をするとき いろいろな 届けを 出さなければいけません。

| だ 出す とど 届け | だ 出すところ |
|---|---|
| はいぐうしゃ りこん 配偶者との 離婚 はいぐうしゃ しべつ おっと つま し 配偶者との 死別<夫か妻が死ぬこと> | ちほうにゆうこくかんりかんしょ 地方入国管理官署 |
| ざいりゆうしかく へんこう か 在留資格の 変更<変えること> | ちほうにゆうこくかんりかんしょ 地方入国管理官署 |
| てんきよとどけ 転居届<ほかのところへ ひっこすことを しらせるもの> | しやくしよ くやくしよ 市役所や 区役所 |
| てんにゆうとどけ じゆうしよ 転入届<あたらしい 住所に ひっこしたことを しらせるもの> | しやくしよ くやくしよ あたらしく すむところの 市役所や 区役所 |
| こくみんけんこうほけん こくみんねんきん じゆうしよ めいぎへんこう じゆうしよ 国民健康保険・国民年金の 住所・名義変更<住所や なまえを 変えること> | しやくしよ くやくしよ 市役所や 区役所 |
| うんてんめんきょしょう じゆうしよ めいぎへんこう じゆうしよ か 運転免許証の 住所・名義変更<住所や なまえを 変 えること> | けいさつ うんてんめんきょしけんじょう うんてん しけん 警察や 運転免許試験場<運転の 試験をする ところ> |
| しんじょういどうとどけ じゆうしよ か 身上異動届<住所や なまえが 変わったことを しらせる もの> | はたらいているところ |
| ちよきん じゆうしよ めいぎへんこう じゆうしよ か 貯金の 住所・名義変更<住所や なまえを 変えること> | ぎんこう 銀行 |
| でんき すいどう けいやくへんこう か 電気・ガス・水道の 契約変更<けいやくを 変えること> | でんりょくがいはいしや でんき かいしや がいはいしや 電力会社<電気の 会社>、ガス会社、 すいどうきょく 水道局 |
| でんわ いてん しんせつ でんわ つか 電話の 移転・新設<あたらしく すむところで 電話を 使う ことが できるようにする> | でんわがいはいしや 電話会社 |
| ゆうびんぶつてんそう へんこうとどけ てがみ 郵便物転送の ための 変更届<手紙などを あたらしい じゆうしよ 住所に とどける> | ゆうびんきょく 郵便局 |